令和2年

第9回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年9月30日 招 集

阿賀野市農業委員会

令和2年 第9回阿賀野市農業委員会総会会議録

- 1 令和2年第9回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年9月30日(水) 午後1時30分より、 阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。
- 2 出席者は次のとおりである。
 - ○農業委員

1番 曽 我 憲 司 2番 渡 辺 隆 3番 上 松 千 恵

4番 本 間 多佳子 5番 皆 川 光 浩 6番 見尾田 正 行

9番 菅 井 茂

10番 渡 邉 悟 11番 五十嵐 佐 敏 12番 遠 山 登

13番 松 田 昭 悦 14番 笠 原 尚 美 15番 栁 壽 一

17番 小 林 章 男 18番 相 馬 重 男

19番 小 嶋 覚

○推進委員

1番 渡 邉 聡 2番 加 藤 卓 也

4番 中村 孝幸 5番 宮嶋 市郎 6番 能勢山 嘉雄

7番 羽 田 正 栄 9番 小 林 隆 司

10番 伊藤 剛 栄

13番 松 﨑 学 14番 青 木 等

- 3 欠席委員
 - ○農業委員 7番 阿 部 萬紀夫 8番 齋 藤 瑞 穂 16番 大 堀 哲 男
 - ○推進委員 3番 辻 繁 雄 8番 上 松 浩 二 11番 細 山 徹 也

12番 長谷川 政 男 15番 蕪 木 緑

- 4 遅参委員 なし
- 5 早退委員 な し
- 6 会長の命により出席した者

 事務局長
 佐藤浩治

 次長
 木村秀行

 主幹
 山崎一之

 主任
 長谷川幸太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の

決定について

日程第8 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長 (小嶋)

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、7番 阿部 委員、8番 齋藤 委員、16番 大堀 委員の3名です。

推進委員の欠席委員は、辻 委員と上松 浩二 委員、細山 委員、長谷川 委員、蕪木 委員の5名欠席です。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

13番 松田 委員、14番 笠原 委員、15番 栁 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認め、議事録署名委員を、13番 松田 委員、14番 笠原 委員、

15番 栁 委員にすることに決定しました。

続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長(小嶋)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。

日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題 といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事 務 局 (長谷川)

説明の前に訂正をお願いします。議案書 15 ページ受付番号 1 8番の土地の所在地で一番下に表示している 2489-1 の地積を 924 ㎡に訂正ください。942 ㎡は誤りのため 924 ㎡に訂正ください。合計面積も 5,676 ㎡に訂正をお願いします。これに伴い表紙の面積も 11,593.00 ㎡から 11,575.00 ㎡に訂正をよろしくお願いします。

それでは説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地 目」の順に読み上げさせて頂きます。

最初に農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約になります。

受付番号27番、姥ヶ橋字町道下(マチミチシタ)、地目、台帳・現況がともに田、 地積1,194㎡です。

契約の内容が平成 31 年 1 月 11 日から令和 11 年 1 月 10 日まで、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月10日です。

受付番号28番、寺社字道上(ミチウエ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,952㎡、これを含めまして合計5筆、地積9,870㎡です。

契約の内容が平成28年6月11日から令和8年2月10日まで、解約事由が「通作距離のため耕作不便」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月10日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終ります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたら、お願いします。 よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第4 報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について、を 議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局 (長谷川)

議案書の2ページをご覧ください。

報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号6番 申請者は記載のとおりです。

土地の所在が次郎丸字山下(ヤマシタ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 502 ㎡、 これを含めまして合計 2 筆で地積が 727 ㎡です。転用目的が資材置場用地です。

許可年月日、許可番号が平成26年3月18日、阿農委第525056号です。

完了年月日が平成26年4月30日です。

申請地の確認状況は、8月25日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。申請地は計画どおり資材置場として使用されておりました。

場所につきましては、3ページ、4ページの位置図・案内図をご覧ください。 笹神地区次郎丸集落内に位置しております。

5ページには更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。既存の資材置場に 隣接する当該地を転用し資材置場を拡張したものです。

なお、資材置場・駐車場用地の転用では、本来完了1年後までは、農地転用事実確認証明は交付しないのですが、申請地は許可日の翌月には計画どおり資材置場として整備し使用してきましたが、完了届未提出のまま今日に至っており、担当委員からも申請のとおり使用されていたとの確認も取れましたので地区担当委員と協議の上、8月27日付で申請者宛交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終ります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の7番 阿部 委員が欠席のため事務局報告のとおりとさせていただきます。

本件は、報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局

議案書の6ページをご覧ください。

(長谷川)

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転1件、使用貸借権設定1件の合計2件です。

初めに所有権移転について説明いたします。

受付番号 1.3 番 新保字駒込(コマゴメ)、 地目 台帳・現況がともに畑、地積 766 ㎡、これを含めまして合計 2 筆で 2,651 ㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で2,651,000円の売買による所有権移転です。

(※10 a 当たり 100 万円)

続きまして使用貸借権設定になります。

受付番号12番ですが、農業者年金受給中のため、10年間の使用貸借期間が終了することから再設定するものであり説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より 該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の 所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長(小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による 許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長谷川主任お願いします。

事 務 局

議案書9ページをご覧ください。

(長谷川)

議案2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号17番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が羽多屋字諏訪ノ前(スワノマエ)、地目、台帳・現況がともに田、面積が 2,961 ㎡の内 165 ㎡、これを含めまして合計 8 筆で 23,259 ㎡の内 1,811 ㎡です。

転用目的は仮設道路です。資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年10月19日から令和5年10月18日まで、農地区分は農用地区域内ですが一時的な利用であり許可できるものであります。

転用事由は、土採取をするために他の土地での代替可能性がないため、土採取に伴う仮設道路として農地転用許可を得て3年間使用していた土地で、転用期間が10月に終了となりますが事業がまだ終わらないため改めて一時転用申請をするもので、やむを得ないものとして受け付けたものです。

場所につきましては、10ページ・11ページの位置図・案内図をご覧ください。 羽多屋集落と二本松集落の中間に位置しております。

- 12ページには更正図に当該地を塗りつぶしで表示しております。右側の採取地から市道に接続します。
 - 13ページ・14ページには土地利用計画図と排水計画図を載せてあります。
 - 15ページになります。

受付番号18番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が福永字砂山 (スナヤマ)、地目 台帳・現況がともに田、地積が 193 ㎡、 これを含めまして合計 8 筆で 5,676 ㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和2年10月25日から令和4年4月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所でありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、16・17ページの位置図・案内図をご覧ください。国道49号線、阿賀野市安田支所入口交差点から砂山集落方向へ向かって300メートル程に位置しております。

- 18ページには更正図を添付し、申請地を塗りつぶしで表示しております。
- 19ページは土地利用計画を掲載しております。
- 20ページになります。

受付番号19番、賃貸借権設定による一時転用です。

貸し人・借り人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山 (スナヤマ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,076 ㎡、 これを含めまして合計 5 筆で 4,088 ㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場で資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年10月25日から令和4年10月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所でありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、陸砂利採取事業の実施に伴い、搬出入路及び表土置場として使用するものです。

場所については21・22ページの位置図・案内図をご覧ください。国道49号線、阿賀野市安田支所入口交差点から砂山集落方向へ向かって300メートル程に位置しております。

23ページは更正図です。申請地を塗りつぶしで表示しています。

24ページは土地利用計画を掲載しております。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

最初に17番案件について、3番 上松 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委 員 (上 松) 3番上松です。受付番号17番案件の報告をいたします。24日に現地確認に行って参りました。今現在も同じように使用されているところで、まだ工事が完了していないため申請となったもので、採取事業者も信頼のおける事業者で問題ないと見て参りました。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。

続いて、18番案件について、9番 菅井 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委 員 (菅 井) 9番菅井です。18番案件について報告いたします。この場所は今まで砂利取りをしている砂山地区の延長区画として見て参りました。貸し人2名の土地がまとまっておりまして、何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。

続いて、19番案件について、13番 松田 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委 員 (松 田) 13番松田です。今ほど菅井委員が報告した土地の隣でありまして、砂利採取が進んで参りましてそれに準じて搬出入路、表土置場が必要となったもので、特別問題ないと見て参りました。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長(小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による 許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代します。

一 説明員 交代 山崎 主幹 一

続きまして、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。山崎 主幹、お願いします。

事 務 局 (山 崎)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

• 賃貸借権設定

10 件 34 筆 21,021.73 m²

・農地中間管理権設定 3件 31 筆 31,938.31 m²となります。

最初に、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況・地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

議案書25ページをご覧下さい。

受付番号 1 番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、962 ㎡、1 筆を令和 2 年 10 月 11 日から令和 12 年 10 月 10 日まで、10a 当たりコシヒカリ 120 kgで賃貸借するものです。

受付番号2番、土地の所在が小浮字前島、台帳・現況とも畑、576 ㎡、1筆を令和2年10月11日から令和12年10月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

26ページをご覧下さい。

受付番号 5 番、土地の所在が分田字内原村、台帳・現況とも田、397 ㎡、1 筆を令和 2 年 10 月 11 日から令和 7 年 10 月 10 日まで総量コシヒカリ 30 kgで賃貸借するものです。

続きまして、中間管理権設定になります。

30ページからご覧下さい。

今月案件の期間は、全3件とも令和2年10月10日から令和12年10月10日までの 設定となっております。以降、期間の読み上げを省略します。

受付番号1番、土地の所在が上高関字卯高入道下、台帳・現況とも田、2,524 ㎡、 これを含め合計17筆、21,398 ㎡を10a 当たり24,500 円、0 円で設定するものです。

受付番号2番、土地の所在が前山字町道、台帳・現況とも田、505 ㎡、これを含め合計8筆、6,601 ㎡を10a 当たり25,000 円、0 円で設定するものです。

32ページをご覧ください。

受付番号3番、土地の所在が下条町、台帳・現況とも畑、9.91 ㎡、これを含め合計6 筆 3,939.91 ㎡を10a 当たり25,000 円、0 円で設定するものです。

以上でありますが、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること
- ・農作業に、常時従事すると認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合 の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと 見込まれること。

②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。 の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の 決定について説明を終わります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の5番案件の譲受人が「農事組合法人米工房和」であり、12番 遠山 委員が関係者となっております。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、最初に賃貸借権設定の5番案件を審議いたしますので、12番 遠山 委員の退室をお願いいたします。

一 遠山 登 委員 退室 一

遠山 委員が退室されましたので、5番案件について、審議いたします。ご質疑がご ざいましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の5番案件について、原案のとおり承認することにご 異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の5番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

12番 遠山 委員の入室をお願いいたします。

一 遠山 登 委員 入室 一

遠山 委員が着席されましたので、続けます。

今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がご ざいましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。

お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、先程の議事参与の案件以外の案件について、原 案のとおり承認されました。

これで、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第8 その他について、事務局よりお願いします。

事 務 局

(特になし)

議長 (小嶋)

はい、特にないようですが、その他に皆さんの方から何かございませんか。よろしいでしょうか。

委 員

(「な し」の声)

議長 (小嶋)

はい、特にないようでございます。

それでは、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

— 14時05分終了—

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 9月30日